

**景観法に基づく届出(建築物の建築等、工作物の建設等)
に係る質疑応答**

番号	Q 質問	A 回答
1	建築物、工作物に係る具体的な制限内容について教えてください。	建築物、工作物においては、外壁面及び屋根面の色彩についてマンセル表色系を用い制限をしています。また、各景観形成ゾーン及び景観形成誘導地区毎に景観形成基準への適合が必要になります。
2	建築物における色彩基準の適用方法は。	建築物においては、各立面毎に適否を判断します。
3	強調色が使える範囲は。	建築物各立面毎に20%まで使用できます。
4	アクセント色が使える範囲は。	建築物各立面毎に5%まで使用できます。
5	強調色とアクセント色を合わせて25%まで使用できるということですか。	建築物各立面毎に80%以上は外壁基本色である必要があるため、強調色とアクセント色を使用できる範囲は20%以下、かつアクセント色は5%以下となります。
6	陸屋根の場合も色彩基準は適用されますか。	陸屋根の場合は適用されません。傾斜屋根の場合に適用されます。
7	バルコニーや庇の下は色彩基準の適用はされますか。	原則立面に現れる部分に色彩基準は適用されます。例外として影響が大きい場合は指導を行うことがあります。
8	ホワイト基調の壁面に、アクセントで別の色彩を使うのですが、それはアクセント色としての扱いになりますか。	設計意図としてアクセントを付ける場合、全ての色彩がアクセント色扱いになる訳ではありません。景観計画で定める色彩基準に応じて判断します。
9	工作物にも色彩基準は適用されますか。	工作物にも色彩基準は適用されます。工作物に使用できる色彩は外壁基本色のみで、外壁基本色から外れる色彩のものは使用できません。
10	屋外広告物と支柱等が一体のものを計画しています。色彩基準はどこに適用されますか。	屋外広告物条例の申請が必要な部分については色彩基準の対象外となり、その支柱等が色彩基準の対象となります。
11	着色立面図のマンセル値はどの部分まで表記すれば良いですか。	原則立面図に現れる部分のものは全て記載してください。壁面、バルコニー、扉、隔壁版、手すり、窓枠、屋根など。ガラスは透明のもの以外は色味(乳白色等)を表記してください。
12	強調色、アクセント色を使用します。計算は必要ですか。	計算は必要になります。着色立面図に見付け面積に対する強調色、アクセント色の使用割合を計算式を用いてそれぞれ明記してください。
13	外構図には何を表記すればよいですか。	フェンス、塀、敷地内の舗装等について、形態や素材、色彩などを表記してください。
14	緑化計画図には樹種を記載する必要がありますか。	樹種については決まっていれば記載してください。未決定であれば中木、高木等で表現してください。